

下平川小学校 いじめ防止基本方針

【学校教育目標】

心身ともに健康で、確かな学力を身につけ、実践力のあるたくましいユシキヤの子を育てる。

【いじめ対策委員会】

- 1 目的
いじめ防止対策推進法を踏まえて、全教育活動を通していじめの防止、早期発見のための措置、いじめが発生した場合の対応の推進を図る。
- 2 組織
校長・教頭・生徒指導主任・養護教諭・関係児童担任・スクールカウンセラー・PTA会長、その他必要に応じて校長が招集する者。

PTA・地域との連携

- ・PTA全体会
- ・学級PTA
- ・学校だより
- ・学級通信
- ・子ども会活動
- ・家庭訪問
- ・教育相談

【いじめの防止】

- 全教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動の充実
- 魅力ある学校づくりの推進
- 学級活動や児童会活動など、特別活動における話し合い活動の充実、あいさつ運動、ボランティア活動の充実
- 児童の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力を育むための読書活動や対話・創作・表現活動を取り入れた教育活動の推進
- 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できる授業・集団づくり

関係機関との連携

- ・教育委員会
- ・町保健福祉課
- ・警察署
- ・民生委員
- ・スポーツ少年団指導者
- ・スクールカウンセラー
- ・学童保育
- ・療育機関等

【いじめの早期発見】

- 相談体制の整備と相談しやすい雰囲気の醸成
- 定期的な教育相談の実施
- 定期的なアンケート調査の実施
- 学校・家庭・地域との連携による情報交換、情報共有の推進

【いじめへの対応】

- いじめの認知及び事実関係の把握
- いじめを受けた児童の安全確保と支援体制の整備
- いじめを行った児童への指導
- 対応のあり方及び指導方針に関する教職員間の共通理解
- 当該保護者への適切な情報提供
- 保護者や関係機関との連携
- 関係児童、周囲の児童への指導、全体指導
- いじめの解消の確認
- 重大事態への対応

【年間計画】※いじめアンケート（学校生活アンケート）

月	児童の関係	※	職員の関係	検証の関係
4	・いじめ問題を考える週間 ・家庭訪問	○	・教育相談個票の確認と整理 ・生徒指導委員会（共通理解事項）	・いじめ防止基本方針の確認、公開 ・具体的な対応のあり方
5	・青少年赤十字登録式 ・学校楽しいーと	○	・生徒指導委員会（1年生実態）	
6		○	・生徒指導委員会	
7		○	・生徒指導委員会（学校楽しいーと）	・1学期の取り組みの総括及び2学期に向けての確認
8	・出校日の児童観察 ・教育相談	○	・職員研修	
9	・いじめ問題を考える週間	○	・生徒指導委員会	
10	・学校楽しいーと ・教育相談	○	・生徒指導委員会	
11	・道徳の一斉授業（県民週間）	○	・生徒指導委員会	
12	・なかよしタイム ・なかよし集会	○	・生徒指導委員会（学校楽しいーと）	・2学期の取り組みの総括及び3学期に向けての確認
1	・学校楽しいーと	○	・生徒指導委員会	
2		○	・生徒指導委員会（学校楽しいーと）	・教育課程の編成
3		○	・児童理解まとめ （次年度への引き継ぎ事項）	・3学期・年間の取り組みの総括及び新年度に向けて準備
通年	・教育相談（毎月第二週） ・学校生活アンケート（毎月第3週）	○		
備考	・道徳・教科等の内容については人権同和教育の計画を参照	○	・事案に応じて随時、ケース会議等を実施	